イ）住宅部分
３階～14階　214戸　延べ床面積約16,830㎡
ロ）店舗部分
１階　延べ床面積約800㎡
ハ）事務所部分
２階　延べ床面積約900㎡
② 立体駐車場工事
鉄筋コンクリート造　平屋建　地下ピット式　延べ床面積約1,400㎡
③ 造園工事一式
植栽、屋上緑化、壁面緑化等
④ 土木工事一式
舗装、排水、浄化槽撤去等
⑸ 工期　平成23年９月まで
⑹ 追加工事　なし
⑺ 工事実施形態
本工事は、申請時に価格以外の要素（企業の技術力、施工計画等）について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受付け確認し、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
⑻ 電子入札
本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格
次の⑴から⑾に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑿の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、４⑶の競争参加資格の確認の手続きにより１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
⑵ 当機構関東地区における平成21・22年度の一般競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、神奈川地域支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）。
⑶ 当機構関東地区における平成21・22年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。
⑷ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑹ 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。
⑺ 当機構神奈川地域支社（所管事務所を含む。）発注工事の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。
⑻ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼ 総合評価に係る「施工計画」が適正であること。
⑽ 次に掲げる要件をすべて満たす建設工事について、元請としての実績を有する者であること。
① 単独申込みの場合
イ　平成11年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、同種工事とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の高層（階数が６階以上）で、かつ、100戸以上の集合住宅の建築工事の実績をいう。ただし、構造躯体に係るコンクリートの最大設計基準強度が48Ｎ／㎟以上の施工実績に限る。
ロ　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。
② 共同申込みの場合
イ　共同企業体の代表者は、①の条件を満たす者
ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、①の条件を満たす者、又は平成11年度から公告日の前日までの期間に完成した工事で、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の高層（階数が６階以上）の集合住宅の施工実績を有する者
⑾ 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（共同申込みの場合は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置できること。）。
ａ　一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
ｂ　平成11年度から公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては上記⑽①イに掲げる工事を上記ａの有資格者として経験を有する者、共同申込みの代表者以外にあっては上記⑽②ロに掲げる工事を上記ａの有資格者として経験を有する者であること。
ｃ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
ｄ　希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。
⑿ 共同企業体の構成基準
共同企業体の構成は、⑴から⑾及び次の①に掲げる条件をすべて満たす者で構成され、かつ、次の②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３社以内とする。
① 各構成員が建設業法（昭和24年法律第100号）の建設工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工の確保に支障がないと認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれと同等として取扱う場合がある。
② 各構成員の出資比率は２社で構成される場合にあっては、30%以上、３社で構成される場合にあっては、20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。
⒀ 特定建設工事共同企業体としての資格の認定申請等
① 認定申請
本工事の競争入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、後記４⑶の申請書及び資料の提出と同時に当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。
なお、後記４⑶の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。
② 認定資格の有効期限
認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3　総合評価に関する事項
⑴ 入札の評価に関する基準
本工事の総合評価に関する企業の技術力及び施工計画等の評価項目、評価基準及び得点配分に基づき評価する（詳細は入札説明書参照）。